

参考（木材取引関係で満たすべき要件）

木材取引の内容が以下の4つの要件を満たしている必要があります。

1. 樹木採取区からの供給量の5割以上が川下へ（例：川下で3,000m³相当増加）
2. 川上で樹木採取区からの供給量以上増（例：川上で6,000m³新規（純増））
3. 川中の原木消費量が、樹木採取区からの供給量以上増（例：川中で6,000m³新規（純増））
4. 新規需要開拓量が樹木採取区の供給量以上の量（例：川中3,000m³+川下で3,000m³=計6,000m³）

